

○周南市農業委員会在宅等勤務実施要綱

令和3年4月1日農委要綱第1号

周南市農業委員会在宅等勤務実施要綱

周南市農業委員会の職員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の在宅等勤務（職員の自宅その他常時勤務する公署以外の場所において、常時勤務する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。）の実施に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、周南市職員服務規程（平成15年周南市規程第16号）第4条の2の規定その他関係する規程の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。